

## 牧之原市大江地内の廃冷蔵庫断熱材保管者への措置命令について

牧之原市は、本市大江地内に廃冷蔵庫断熱材ウレタンフォーム等の一般廃棄物を違法に収集し保管している者（以下、「被命令者」という。）に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、平成27年9月16日に平成29年9月30日を履行期限とする措置命令を発出しているところであるが、平成29年10月1日を効力発生日とする新たな措置命令を次のとおり発出する。

### 1 被命令者

- (1) 株式会社アシストネットワーク（廃品回収会社・袋井市）
- (2) 同社男性社長（67歳・袋井市）
- (3) 同社男性社員（70歳・袋井市）

### 2 命令の内容

- (1) 牧之原市大江字是長谷839番22外8筆（以下、「本件区域」という。）に違法な収集に係る一般廃棄物を搬入しないこと。
- (2) 本件区域に保管されている違法な収集に係る一般廃棄物を全量撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

### 3 命令の履行期限等

- (1) 違法な収集に係る一般廃棄物の搬入禁止  
効力発生日以後、搬入しないこと。
- (2) 違法な収集に係る一般廃棄物の全量撤去及び適正な処理  
平成33年9月30日までに完了すること。

### 4 新たな措置命令を行う理由

- (1) 本件区域で行っている一般廃棄物の保管は、法に規定する一般廃棄物処理基準に適合していない。また、当該断熱材は消防法に規定する指定可燃物に該当するが、本件区域に所定の間隔を空けずに保管されている当該断熱材に引火した場合は大規模な延焼の可能性があるため、消火活動が困難になることが予想され、煙の発生等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められること。
- (2) 上記に基づく現在の措置命令の履行期限において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない状況にまで支障の除去等の措置が進んでいないこと。

### 5 被命令者への措置命令書の交付

平成29年9月29日（金）午後5時 ※非公開とする

(参考)

## 1 廃冷蔵庫断熱材ウレタンフォームの現況（平成29年9月22日現在）

6,842㎡の土地に約48,000台分（推定）が保管されている。



（平成29年6月1日撮影）

## 2 これまでの経緯

平成22年5月頃	本件区域に廃冷蔵庫断熱材ウレタンフォームが持ち込まれ始める
平成23年8月28日	同所にて火災発生
平成27年7月28日	県及び被命令者が営業所等を構えて一般廃棄物を違法収集している袋井市、掛川市とともに、被命令者を廃棄物処理法違反（一般廃棄物の無許可収集）で告発
平成27年8月27日	同法違反の疑いで被命令者（個人）が逮捕される
平成27年9月16日	・ 静岡地検浜松支部が被命令者を処分保留で釈放 ・ 牧之原市は被命令者に対して措置命令を発出
平成29年9月30日	現在、発出している措置命令の履行期限

## 牧之原市内へ廃冷蔵庫断熱材ウレタンフォームが持ち込まれるまでの流れ（概略図）

措置命令の対象者は、静岡市及び浜松市の一般家庭から排出された廃冷蔵庫を違法に収集したとして、平成 27 年 8 月 27 日に逮捕された → その後、処分保留で釈放

